

(様式 1)

桐生市市民の意見提出手続募集要項

件名	桐生市庁舎建設基本計画（案）
意見募集の趣旨	<p>桐生市庁舎は、大規模な地震や水害等の災害時において、来庁者や職員の安全を確保するとともに、できる限り市民サービス機能を継続する必要があるため、高い安全性が求められます。また、被災時には災害対策本部を設置し、迅速な市民への情報提供や早急な災害対策にあたるなど、災害対応の司令塔としての役割が求められます。</p> <p>しかし、現庁舎は、大規模な地震が発生した場合には倒壊や崩壊の危険性が高く、防災拠点としての役割を果たすことが難しい状況であり、また、老朽化に伴う建物や設備の劣化は、通常業務においても支障をきたす可能性があります。</p> <p>これらのことを踏まえ、庁舎建設を推進するにあたり、新庁舎に導入する機能や適正規模の検討を行うとともに、施設の基本的な性能、配置計画や事業計画など、基本設計や実施設計を進める上での基本的な条件を整理した「桐生市庁舎建設基本計画（案）」について、市民の皆様のご意見を反映した計画とするため、広く募集します。</p>
意見を提出できる人	<ol style="list-style-type: none">1 市内に住所を有する個人2 市内に事務所又は事業所を有する個人、法人、その他の団体3 市内の事務所又は事業所に勤務する人4 市内の学校に在学する人5 この手続に利害関係を有する個人、法人、その他の団体
意見の募集期間	令和 3 年 3 月 25 日（木）～4 月 23 日（金）
意見の提出方法	<p>住所、氏名、電話番号を記載の上、次のいずれかの方法で提出してください（「5 この手続に利害関係を有する個人、法人、その他の団体」は、その関係を簡潔に記載してください）。意見提出にあたっては、極力、案のどの部分に対しての意見かを明記してください（案全般に係る意見の場合はこの限りではありません。）。なお、決められた書式はありません。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 直接提出・・・桐生市役所 3 階総務課庁舎建設準備室へ提出してください（土・日曜日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで）。(2) 郵送・・・〒376-8501 桐生市役所総務課庁舎建設準備室あて送付してください。(3) ファクシミリ・・・0277-43-1001 へ送信してください。(4) 電子メール・・・choshakensetsu@city.kiryu.lg.jp へ送信してください。 <p>※電話や窓口での口頭による御意見は受け付けません。</p>
参考資料	桐生市庁舎建設基本計画（案）

担当	総務部 総務課 庁舎建設準備室 電話 0277-46-1111 (内線 221・559)
備考	<ul style="list-style-type: none">・ 結果の公表にあたっては、提出していただいた御意見を要約したものを公表することがあります。また、提出していただいた人の氏名等の個人情報は公表しません。・ 個人情報の取扱いについては、桐生市個人情報保護条例に基づき適正に管理します。・ 提出していただいた御意見に対しての個別回答はいたしません。